

特定外国子会社等に係る部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特定外国子会社等の名称	1	事業年度	2	・	・
-------------	---	------	---	---	---

特定所得の金額の計算

所得の種類		特定法人から受ける剰余金の配当等	債券の利子	債券の償還差益	特定法人等の株式等の譲渡による所得	債券の譲渡による所得	特許権等の使用料	船舶又は航空機に對する貸付けによる対価
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
収入金額	3							
(3)のうち特定所得に係る収入金額の合計額	4							
(4)に係る直接費用の額の合計額 (簡便法により計算する場合には(1)の額)	5							
特定法人の株式等又は債券の取得価額の合計額	6							
特定所得の金額 (4) - (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7							
簡便法による費用の額の計算	当期に支払う負債利子の額	8						
	総資産の帳簿価額	9						
	特定所得に係る株式等又は債券の帳簿価額	10						
	$(8) \times \frac{(10)}{(9)}$	11						

部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算等

部分適用対象金額に係る適用除外の判定	収入基準	部分適用対象金額に係る収入金額の合計額 ((4) 欄の合計)	12	() 円	個別部分課税対象金額の計算又は	請求権勘案保有株式等の保有割合 (別表十七(三)付表一「28」の「本人」の欄)	17	%	
		所得基準	税引前所得の額	13			$(15) \times (17)$	18	
			$(13) \times 5\%$	14				19	
		適用除外の判定	部分適用対象金額 ((7) 欄の合計)	15				20	() 円
	措法第66条の6第5項又は第68条の90第5項の適用の有無		16	有・無					

別表十七(三)の二 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十七（三の二）の記載の仕方

1 この明細書は、措置法第66条の6第1項各号（特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）に掲げる内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合又は同法第68条の90第1項各号（特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入）に掲げる連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 各欄中金額を記載するものにあつては、「部分適用対象金額に係る収入金額の合計額12」のかつこ書き及び「部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額20」のかつこ

書きを除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。

この場合、その通貨の単位を表示してください。

3 「4の①」から「4の⑤」までの各欄は、「3」の欄の金額から措置法第66条の6第1項又は第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等が行う事業（同法第66条の6第3項に規定する特定事業を除きます。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じた金額を除いた金額を記載します。

4 「税引前所得の額13」の欄は措置法第66条の6第1項又は第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額（当該各事業年度の所得を課税標準として課される措置法令第39条の15第1項第2号又は第39条の115第1項第2号（特定外国子会社等の適用対象金額の計算等）に規定する法人所得税の額を含みます。）を記載します。